

福岡県行政不服審査会運営規則（案）

福岡県行政不服審査会条例（平成27年福岡県条例第48号。以下「条例」という。）

第10条の規定に基づき、福岡県行政不服審査会運営規則を次のように定める。

第1章 総則

（部会）

第1条 福岡県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に、条例第8条第1項の合議体として、2部会を置く。

- 2 各部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 各部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

（会議の招集等）

第2条 総会（委員の全員をもって構成する合議体をいう。以下同じ。）又は部会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、総会又は部会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日及び議案をその属する委員及び第9条第2項の規定による指名を受けた専門委員に通知しなければならない。
- 3 会長又は部会長は、総会又は部会の会議の議長となり、議事を整理する。

（除斥の手続）

第3条 審査請求に係る事件を調査審議する委員又は第9条第2項の規定により指名する専門委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人又は参加人
- (3) 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人又は参加人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する利害関係人（参加人は除く。）

2 部会長は、審査請求に係る事件を調査審議する委員又は第9条第2項の規定により指名された専門委員が前項各号のいずれかに該当すると思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。

3 会長は、部会で調査審議する審査請求に係る事件につき当該部会に属する委員が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該審査請求に係る事件を他の部会に取り扱わせ、又は当該委員に代えて他の委員を当該審査請求に係る事件の調査審議に参加させなければならない。

4 会長は、第9条第2項の規定により指名した専門委員が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該専門委員の指名を取り消さなければならない。

（除斥事由に準ずる事情等の申出）

第4条 審査請求に係る事件を調査審議する委員又は第9条第2項の規定により指名された専門委員は、自らについて、前条第1項各号に規定する場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は法第13条第1項に規定する利害関係人との間取引関係又は委任契約関係がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、部会長（総会において審査請求に係る事件を取り扱う場合は、会長）に対し、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出を受けた部会長は、特に必要がないと認める場合を除き、直ちに、会長に当該申出の内容を報告しなければならない。

3 会長は、第1項の申出又は前項の報告を受けた場合において、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがあると認めるときは、当該申出又は報告に係る委員又は専門委員につき、前条第3項又は第4項に準じた措置をとる。

第2章 調査審議等の手続

第1節 諮問等

（諮問の方法）

第5条 法第43条第1項の規定による諮問（以下単に「諮問」という。）は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。

(1) 処分についての審査請求に係る事件 様式第1号の諮問書

(2) 不作為についての審査請求に係る事件 様式第1号の2の諮問書

(諮問書の添付資料)

第6条 諮問書には、法第43条第2項の規定により審理員意見書及び事件記録の写しを添付するとともに、次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。以下同じ。）
- (2) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる審査請求に係る事件の区分に応じ、諮問書に、当該各号に定める資料を添付するものとする。ただし、当該資料が事件記録に含まれている場合は、この限りでない。

- (1) 処分（口頭でした処分及び事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件
当該処分の決定通知書
- (2) 法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書及び当該処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号。以下この項において「手続法」という。）第2条第8号ロ又は福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下この項において「手続条例」という。）第2条第9号ハに規定する審査基準（第4号において単に「審査基準」という。）
- (3) 手続法第2条第4号又は手続条例第2条第5号に規定する不利益処分についての審査請求に係る事件 手続法第2条第8号ハ又は手続条例第2条第9号ホに規定する処分基準
- (4) 不作為についての審査請求に係る事件 当該不作為に係る処分についての申請の申請書並びに当該処分に係る審査基準並びに手続法第6条及び手続条例第6条に規定する標準処理期間

(諮問の取下げ)

第7条 諮問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、様式第2号の書面により行うものとする。

2 諮問の後に、法第43条第1項第6号から第8号までに該当することとなった場合における当該諮問の取下げは、その旨及び理由を記載した様式第2号の2の書面によるものとする。

(事件の分配等)

第8条 各部会に対する審査請求に係る事件の分配については、審査会が別に定めるところによる。

2 会長は、審査会が別に定めるところにより、審査請求に係る事件を取り扱う部会を変更することができる。

3 部会長は、当該部会に係属している審査請求に係る事件について、当該部会の意見が過去に審査会のした答申に反することとなる場合その他総会で調査審議することが適当と思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。

4 会長は、部会に係属している審査請求に係る事件について、当該部会の意見が過去に審査会のした答申に反する場合その他総会で調査審議することが適当と認める場合には、各部会の部会長の意見を聴いて、当該審査請求に係る事件を総会に取り扱わせることができる。

第2節 調査審議

(専門委員の関与)

第9条 部会は、審査請求に係る事件の事実関係若しくは争点を明瞭にし、又は調査審議の円滑な進行を図るため必要と認めるときは、専門委員を調査審議に関与させることができる。

2 前項の規定により調査審議に関与させる専門委員は、当該審査請求に係る事件を取り扱う部会の部会長の申出に基づき、条例第7条第2項の規定により任命された者の中から会長が指名する。

3 前項の指名は、いつでも取り消すことができる。

4 部会は、相当と認めるときは、第1項の規定に基づく専門委員の関与を取り消すことができる。

(主張書面等の提出期限の通知)

第10条 部会長は、部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、部会の会議の開催に先立ち、主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間を定めることができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議の後に、主張書面等を提出すべき相当の期間を定める。

3 前2項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、部会長は、

様式第3号又は第3号の2の書面により、法第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）に通知する。

（部会の開催前の調査等）

第11条 部会長は、部会における調査審議の充実及び効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、部会の会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。

(1) 審査庁に対し、諮問説明書の補充若しくは資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。

(2) 審査関係人に対し、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認すること。

2 前項第1号の諮問説明書の補充又は資料の提出の求めは様式第4号の書面により、同号の口頭での説明の求めは様式第5号の書面により行う。

3 第1項第2号の確認は、様式第6号の書面により行う。

4 部会長は、部会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ各委員及び第9条第2項の規定による指名を受けた専門委員に対し、諮問書の写し、審理員意見書及び諮問説明書の写し並びに前条第3項による通知及び第1項による調査等の結果その他必要な資料を配付する。

（主張書面等の提出の求め）

第12条 部会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により審査関係人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、様式第4号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。

2 前項の通知を行う場合には、当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ様式第4号の別紙の書面により、聴くものとする。

（口頭での説明の求め）

第13条 部会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭での説明を求め、その説明を聴取する。

2 前項の説明を求める場合には、様式第5号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。

3 第1項の説明の聴取は、必要があると認めるときは、審査会の所在地以外の地で行うことができる。

4 第1項の説明に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 審査請求人及びその補佐人

(2) 参加人及びその補佐人

(3) 審査庁の職員

(参考人の陳述又は鑑定のため)

第14条 部会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により、相当と認める者に事実若しくは意見の陳述を求め、又は鑑定を求める場合には、様式第7号又は第8号の書面により、当該相当と認める者にその旨を求める。

2 部会は、前項の求めに応じ鑑定を行った者（次項及び第17条において「鑑定人」という。）に対し、書面又は口頭により、その鑑定の結果の報告を求める。

3 第1項の求めを受けて陳述を行った者（以下この項及び第17条において「参考人」という。）に対しては所定の旅費を、鑑定人に対しては所定の旅費及び鑑定料を、それぞれ支給する。ただし、当該参考人又は鑑定人が、様式第9号の放棄書を提出して、旅費又は鑑定料の受給を放棄した場合には、この限りでない。

(口頭意見陳述)

第15条 部会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、様式第6号の書面により、口頭意見陳述を行う意思の有無を確認する。

2 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立て（補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。）は、様式第10号の口頭意見陳述申立書により行うものとする。

3 部会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を決定し、様式第11号又は第12号の書面により、当該申立てを行った審査関係人に通知する。

4 口頭意見陳述は、必要があると認めるときは、審査会の所在地以外の地で行うことができる。

5 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 審査請求人及びその補佐人

(2) 参加人及びその補佐人

(3) 審査庁の職員

(調査結果の説明等)

第16条 部会長は、第11条第1項第1号、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項若しくは第2項又は法第81条第3項において準用する法第75条第1項の規定による調査審議の手續（以下この条及び次条において「調査」という。）を行ったときは、その後に開催される最初の部会の会議において、その結果を報告しなければならない。ただし、部会の会議において行った調査については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、法第81条第3項において準用する法第77条の規定により指名委員が調査を行った場合について準用する。

(調査結果の記録の作成)

第17条 部会又はその指名委員は、調査を審査関係人、鑑定人又は参考人からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第18条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、様式第13号又は第14号の書面により審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(総会における調査審議)

第19条 第9条から前条までの規定は、総会における調査審議について準用する。この場合において、これらの規定中「部会長」とあるのは「会長」と、「部会」とあるのは「総会」と、それぞれ読み替えるものとする。

(手續の承継等に係る通知)

第20条 審査庁は、諮問に係る審査請求に係る事件について法第15条の規定による手續の承継があったときは、速やかに、様式第15号の書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

2 法第14条の規定により審査庁から審査請求に係る事件の引継ぎを受けた行政庁は、

速やかに、様式第16号の書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

(諮問後の総代又は代理人の選任等に係る通知)

第21条 審査庁は、諮問の後に、総代又は代理人が選任され、又は解任されたときは、速やかに、様式第17号又は第18号の書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

第3節 答申

(答申方法)

第22条 答申は、諮問を受けた審査請求に係る事件の最終の調査審議を行った部会又は総会が行う。

2 答申は、審査庁に対し、様式第19号の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。

3 答申書には、審査会の結論、判断の理由並びに答申を行った部会又は総会の名称及び委員の氏名を記載しなければならない。

4 部会又は総会は、諮問事項の一部を分離することができる場合において、当該部分を分離して判断を示すことが調査審議手続の適正かつ効率的な運用に資するものと認めるときは、最終の答申をする前に、当該部分につき答申をすることができる。

(答申書の交付等)

第23条 答申書の交付は、手交又は郵送により行う。ただし、手交による場合においては、様式第20号の受領書と引換えに行う。

2 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、様式第21号の書面を添えて、郵送により行う。ただし、様式第20号の受領書と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。

(答申書の更正)

第24条 部会又は総会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、部会長又は会長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。

2 前項の更正をしたときは、様式第22号の書面を添えて、その内容を審査庁に通知する。

3 前項の通知をしたときは、様式第23号の書面を添えて、通知書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

第3章 補則

(会議の公開)

第25条 総会の会議は、公開する。ただし、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項に規定する非公開情報が含まれる事案について調査審議を行う場合又は当該会議の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、総会の決定により、会議を公開しないことができる。

- 2 部会の会議は非公開とする。
- 3 総会の会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。
- 4 前項の場合における必要な手続については、別に定める。

(開催記録の作成・公表)

第26条 部会又は総会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員及び専門委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した開催記録を作成しなければならない。

- 2 前項の開催記録は、インターネットを利用して公表する。

(答申の内容の公表)

第27条 部会又は総会が答申をしたときは、速やかに、その内容をインターネットを利用して公表する。

(運営会議)

第28条 審査会は、条例第10条の規定に基づき審査会の運営に関し必要な事項又は調査審議の手続に関し必要な事項を協議するため、総会の会議を開催する。

- 2 前項の会議は、運営会議という。

(裁決書の写しの提出の求め)

第29条 審査会は、審査庁が答申を受けて裁決を行った場合には裁決書の写しを審査会に提出するよう求める。

- 2 前項の裁決書の写しの提出の求めは、第22条第2項の規定による答申書の交付に併せて、様式第24号の書面により行う。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成28年 月 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（処分についての審査請求に係る諮問書）

番 号

年 月 日

福岡県行政不服審査会 会長 殿

審 査 庁 名 ④

諮 問 書

〇〇法（昭和〔平成〕〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づく処分に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担 当 : 〇〇 〇〇

連絡先 : 〇〇〇〇

(別紙)

| 区 分 | 内 容 |
|--|--|
| 1 審査請求に係る処分 (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他 | (1) 処分の年月日、記号番号 (2) 処分をした行政庁 (3) 被処分者 (4) 処分の概要 |
| 2 審査請求 | (1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨 |
| 3 諮問の理由 | |
| 4 参加人等 | |
| 5 添付書類等 | ① 審理員意見書 (写し) ② 事件記録 (写し) ③ 諮問説明書 ④ 当該処分の申請書 (写し) ⑤ 当該処分に係る審査基準又は処分基準 (写し) ⑥ 当該処分の決定通知書 (写し) ⑦ その他参考資料 |
| 6 審査庁担当課、担当者名電話、住所等 | |

(注1) 3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分の維持が適当と考えるため。」、「法令に基づく申請の全部を認容することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注2) 5の①の「審理員意見書 (写し)」及び②の「事件記録 (写し)」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

(注3) 5の③の「諮問説明書」は、福岡県行政不服審査会運営規則第6条第1項第1号に規定する書類である。

(注4) 5の④～⑥の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

(注5) 5の⑦の「その他参考資料」とは、福岡県行政不服審査会運営規則第6条第1項第2号及び同条第2項に規定する書面等である。

様式第1号の2（第5条関係）（不作為についての審査請求に係る諮問書）

番 号

年 月 日

福岡県行政不服審査会 会長 殿

審 査 庁 名 ㊤

諮 問 書

〇〇法（昭和〔平成〕〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づく処分についての不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担 当 : 〇〇 〇〇

連絡先 : 〇〇〇〇

(別紙)

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 1 審査請求に係る不作為 の対象となる処分の申請 | (1) 処分の申請年月日、記号番号 (2) 処分の申請を受けた行政庁 (3) 処分の申請の概要 |
| 2 処理期間 | <input type="checkbox"/> 法定処理期間 ①根拠法令及び条項 ②処理期間 <input type="checkbox"/> 標準処理期間 <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由) |
| 3 審査請求 | (1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨 |
| 4 諮問の理由 | |
| 5 参加人等 | |
| 6 添付書類等 | ① 審理員意見書 (写し) ② 事件記録 (写し) ③ 諮問説明書 ④ 当該処分の申請書 (写し) ⑤ 当該処分に係る審査基準 (写し) ⑥ 当該処分に係る標準処理期間 (写し) ⑦ その他参考資料 |
| 7 審査庁担当課、担当者名電話、住所等 | |

(注1) 2の「処理期間」については、該当するものの□にチェックの上、記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に基づく申請に対する処分をすることが適切と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注3) 6の①の「審理員意見書 (写し)」及び②の「事件記録 (写し)」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

(注4) 6の③の「諮問説明書」は、福岡県行政不服審査会運営規則第6条第1項第1号に規定する書類である。

(注5) 6の④～⑥の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

(注6) 6の⑦の「その他参考資料」とは、福岡県行政不服審査会運営規則第6条第1項第2号及び同条第2項に規定する書面等である。

様式第2号（第7条関係）（審査請求の取下げに伴う諮問の取下げ）

番 号

年 月 日

福岡県行政不服審査会 会長 殿

審 査 庁 名 ㊤

諮問の取下げについて

諮問（ 年 月 日番号）に係る審査請求事件について、別紙のとおり、行政不服審査法第27条の規定に基づく審査請求の取下げがあったので、当該諮問を取り下げます。

（別紙）

審査請求取下書（写し）

担 当 : ○○ ○○

連絡先 : ○○○○

様式第2号の2（第7条関係）（処分の取消し等に伴う諮問の取下げ）

番 号

年 月 日

福岡県行政不服審査会 会長 殿

審 査 庁 名 ㊟

諮問の取下げについて

諮問（ 年 月 日番号）に係る審査請求事件について、審査請求に係る処分の全部を取り消す〔注1〕こととしたので、当該諮問を取り下げます。

担 当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

（注1） 諮問取下理由が処分の全部を取り消す場合以外の以下の場合には、「審査請求に係る処分の全部を取り消す」に代えて、以下の表現とする。

〔事実上の行為の場合〕：「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃する」

〔申請を却下し、又は棄却する処分の場合〕：「審査請求に係る申請の全部を認容すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る申請の全部を認容する」

〔不作為の場合〕：「審査請求に係る処分をすべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る処分を行う」

（注2） 諮問の取下げが上記以外の理由による場合は、当該理由を簡潔に記載する。

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた（貴庁）は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおりその提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 主張書面又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

(2) 提出方法

主張書面又は資料は、持参又は郵送により当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

(別紙)

年 月 日 諮問番号

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

福岡県行政不服審査会会長 殿

年 月 日

(氏名)

この度、福岡県行政不服審査会に提出する主張書面又は資料について、行政不服審査法第8条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査請求人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

- 差支えがない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

様式第3号の2（第10条関係）（追加の主張書面等の提出期限の通知）

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

追加の主張書面又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件については、年 月 日付け（記号）第 号により、主張書面又は資料の提出期限等について通知したところですが、追加の主張書面又は資料の提出につき、その提出期限等を下記2のとおり改めて定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 追加の主張書面又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

(2) 改めて提出期限を定める理由

(3) 提出方法

追加の主張書面又は資料は、持参又は郵送により当審査会に提出してください。

また、提出された追加の主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する追加の主張書面又は資料に添付してください。

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

(別紙)

年 月 日 諮問番号

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

福岡県行政不服審査会会長 殿

年 月 日

(氏名)

この度、福岡県行政不服審査会に提出する主張書面又は資料について、行政不服審査法第8条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査請求人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

- 差支えない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

番 号

年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、第81条第3項において準用する同法行政不服審査法第74条の規定に基づき、下記2のとおり主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出を求めます。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

(2) 提出を求める主張書面（補充の諮問説明書）又は資料及びその提出方法

任意の様式により作成した〇〇についての主張書面（補充の諮問説明書、資料）を、持参又は郵送により当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面（補充の諮問説明書）又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面（補充の諮問説明書）又は資料に添付してください。

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

(別紙)

年 月 日 諮問番号

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

福岡県行政不服審査会会長 殿

年 月 日

(氏名)

この度、福岡県行政不服審査会に提出する主張書面又は資料について、行政不服審査法第8条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査請求人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

- 差支えない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

番 号

年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

口頭説明の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第8条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2の事項について口頭での説明を聴取しますので、下記3の日時・場所に出席してください（下記4の職員を出席させてください）。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 口頭説明を求める事項

3 口頭説明の聴取の日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

4 出席を求める者

(※審査庁の場合のみ記載する。)

5 口頭説明を聴取する審査会委員の氏名

(※会長若しくは部会長又は総会若しくは部会で指名された委員が行う場合にのみ記載する。)

担 当：○○ ○○

連絡先：○○○○

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた（貴庁）は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、当審査会に対し、口頭で意見を述べることができます。

口頭での意見の陳述（口頭意見陳述）を希望する場合は、下記2に従い、その旨の申立てを行ってください。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 口頭意見陳述の申立ての方法

別紙「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、年 月 日までに、持参又は郵送により当審査会に提出してください。

※ 別紙として、様式第10号の「口頭意見陳述申立書」の様式書面を添付する。

担 当：○○ ○○

連絡先：○○○○

番 号

年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

陳述依頼書

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第8条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2の事項について、下記3の日時・場所に出席の上、陳述をお願いします。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 陳述を求める事項

3 陳述日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

4 出席に要する経費の支給

旅費（又は交通費）

5 陳述を聴取する審査会委員の氏名

（※総会又は部会で指名された委員が行う場合にのみ記載する。）

担 当：○○ ○○

連絡先：○○○○

様式第8号（第14条関係）（鑑定依頼書）

番 号

年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

鑑定依頼書

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第8条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、鑑定をお願いします。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 鑑定を求める事項

3 陳述日時及び場所

担 当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第9号（第14条関係）（旅費等放棄書）

年 月 日

福岡県行政不服審査会 会長 殿

住 所

氏 名

㊞

（旅費・鑑定料）放棄書

年 月 日（番号）で依頼のありました件については、（旅費・鑑定料）を放棄いたします。

口頭意見陳述申立書

年 月 日

福岡県行政不服審査会 会長 殿

住 所

氏 名（審査庁名） ㊞

電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件（諮問事件）について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、下記2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求（諮問事件）

(1) 審査請求年月日（諮問番号）

(2) 審査庁名

(3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称（諮問事件名）

※ 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて諮問番号及び諮問事件名を記載する。

2 口頭意見陳述を希望する日時

3 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定に基づく保佐人の同伴の許可申請

(1) 保佐人の同伴を必要とする理由

(2) 保佐人の住所、氏名及び職業

（記入の際の留意事項）

ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 2の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。

ウ 3は、審査請求人又は参加者が、保佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

口頭意見陳述の実施について

年 月 日付をもって申立てのあった下記1の諮問事件に係る口頭意見陳述については、
下記2のとおり実施することとしたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 口頭意見陳述の日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

3 保佐人の同伴

許可する場合

次の保佐人を同伴することを許可します。

（保佐人氏名）

許可しない場合

保佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

（理由）

（注）口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第12号（第15条関係）（口頭意見陳述を実施しない旨の通知）

番 号

年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

口頭意見陳述の実施について

年 月 日付をもって申立てのあった下記1の諮問事件に係る口頭意見陳述については、
下記2の理由により実施しないこととしたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 口頭意見陳述を実施しないこととした理由

担 当：○○○○

連絡先：○○○○

番 号
年 月 日

様
（ 審 査 庁 殿 ）

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

調査審議手続の併合について（通知）

あなたが審査庁に対して行った審査請求に係る下記の諮問事件については、福岡県行政不服審査会運営規則第18条第1項の規定に基づき調査審議の手続を併合したので、通知します。

（下記の諮問事件については、福岡県行政不服審査会運営規則第18条第1項の規定に基づき調査審議の手続を併合したので、通知します。）

記

- 1 諮問番号：
事件名：
- 2 諮問番号：
事件名：

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第14号（第18条関係）（調査審議手続分離の通知）

番 号

年 月 日

様
（ 審 査 庁 殿 ）

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

調査審議手続の分離について（通知）

年 月 日付（番号）により調査審理の手続を併合した旨を通知した下記の諮問事件については、福岡県行政不服審査会運営規則第18条第1項の規定に基づき調査審議の手続を分離したので、通知します。

記

- 1 諮問番号：
事件名：
- 2 諮問番号：
事件名：

担 当：○○ ○○

連絡先：○○○○

番 号

年 月 日

福岡県行政不服審査会 会長 殿

審 査 庁 名 ㊟

審理手続の承継について

諮問（ 年 月 日番号）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第15条の規定による審理手続の承継があったので、通知します。

記

- 1 承継した者の氏名又は名称、住所（居所）又は所在地及び連絡先（電話番号等）
- 2 承継の理由

（別紙）

- 審査請求人地位承継届出書（写し）
- 審査請求人地位承継許可申請書（写し）
- 審査請求人地位承継許可（決定）書（写し）

担 当 : ○ ○ ○ ○

連絡先 : ○ ○ ○ ○

様式第16号（第20条関係）（審査庁の変更の通知）

番 号

年 月 日

福岡県行政不服審査会 会長 殿

行政機関の長 ④

審査庁の変更について

〇〇法（昭和〔平成〕〇〇年法律第〇〇号）の制定に伴い、年 月 日付けをもって、年 月 日諮問番号の事件に係る審査庁は、当〇〇〇に変更されたので、通知します。

担 当 : 〇〇 〇〇

連絡先 : 〇〇〇〇

様式第17号（第21条関係）（総代の選任・解任の通知）

番 号

年 月 日

福岡県行政不服審査会 会長 殿

審 査 庁 名 ㊟

総代の選任（解任）について（通知）

諮問（ 年 月 日番号（※））に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第11条の規定に基づき総代が選任（解任）されたので、通知します。

記

選任（解任）された総代の氏名、住所（居所）及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- 総代互選書（写し）
- 総代互選命令書（写し）
- 総代互選通知書（写し）
- 総代解任届（写し）
- 総代更替（資格喪失）届（写し）

※ 諮問番号が未定の場合においては、諮問書の記号番号を記載する。

担 当 : ○○ ○○

連絡先 : ○○○○

様式第18号（第21条関係）（代理人の選任・解任の通知）

番 号

年 月 日

福岡県行政不服審査会 会長 殿

審 査 庁 名 ㊟

代理人の選任（解任）について（通知）

諮問（ 年 月 日番号（※））に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第12条第1項（第13条第3項）に規定する代理人が選任（解任）されたので、通知します。

記

選任（解任）された代理人の氏名、住所（居所）及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- 委任状（写し）
- 代理人解任届（写し）

※ 諮問番号が未定の場合においては、諮問書の記号番号を記載する。

担 当 : ○ ○ ○ ○

連絡先 : ○ ○ ○ ○

様式第19号（第22条関係）（答申書の交付）

番 号
年 月 日

審 査 庁 殿

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します（年月日答申番号）。

記

1 諮問番号：

事件名：

※別紙として答申書を添付する。

様式第20号（第23条関係）（答申書又はその写しの受領書）

福岡県行政不服審査会 会長 殿

受 領 書

年 月 日、諮問（年 月 日番号）に係る答申書（年月日番号）（の写し）について、
受領しました。

（所属）

（署名）

（注）審査請求人及び参加人の場合は、署名のみ。

様式第21号（第23条関係）（答申書の写しの送付）

番 号

年 月 日

審 査 庁 殿

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

答申書の写しの交付について

下記の事件については、 年 月 日に答申をしたので、行政不服審査法第79条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

1 諮問番号：

事件名：

※答申書の写しには、様式第19号の交付書面の写しを添付する。

様式第 2 2 号（第 2 4 条関係）（答申書の更正の通知）

番 号

年 月 日

審 査 庁 殿

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

答申書の更正について（通知）

年 月 日付け答申（番号）について、福岡県行政不服審査会運営規則第 2 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり更正したので、同法第 2 項の規定に基づき、通知します。

担 当 : ○ ○ ○ ○

連絡先 : ○ ○ ○ ○

様式第 2 3 号（第 2 4 条関係）（答申書の更正通知の写しの送付）

番 号

年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

答申書の更正について（写しの送付）

（審査庁）あての年 月 日付け答申（番号）について、福岡県行政不服審査会運営規則第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により 年 月 日に更正し、審査庁に対して通知したので、同法第 3 項の規定に基づき、その写しを送付します。

※ 答申書の更正の写しには、様式第 2 2 号の通知書面の写しを添付する。

担 当 : ○ ○ ○ ○

連絡先 : ○ ○ ○ ○

様式第24号（第29条関係）（裁決書の写しの提出依頼）

番 号

年 月 日

審 査 庁 殿

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

裁決書の写しの提出について（依頼）

年 月 日付け答申（番号）に係る審査請求事件について、裁決を行った場合には、速やかに当該裁決に係る裁決書の写しを提出願います。

担 当 : ○ ○ ○ ○

連絡先 : ○ ○ ○ ○